

各種検診の実施方法が一部変わります

市が実施している各種検診のうち、合併に伴う調整などで、申し込み時にお知らせした内容と変更される検診についてお知らせします。変更内容は検診の種類により異なります。通知書や受診票が届きましたら、よく内容を確認してください。

なお、これから検診を申し込む場合は、各総合支所検診担当課窓口で受診票の発行手続きを行ってください。病気の予防・早期発見のため、市の検診を積極的に受けましょう。

会場・時期などが変わります

基本健診・肝炎検診・骨粗しょう症検診

既にお知らせしている内容

検診会場＝市内医療機関
実施時期＝6月から11月

変更後の内容

検診会場＝居住する地域自治区内の医療機関に限る

実施時期

【水沢区・前沢区・衣川区】
8月17日～19年1月31日
【江刺区】
8月17日～10月14日
【胆沢区】
8月18日～19年3月14日

65歳以上にチェックリストが追加＝65歳以上の基本健診申込者には、従来の通知書・受診票に加え「介護予防のための生活機能基本チェック」が送付されます。申込者が自分で記入し、健診時に必ず提出してください。

【問い合わせ・申込先】

水沢総合支所：水沢保健センター、☎23-4511

江刺総合支所：健康増進課（☎35-2111 内線137・138）

前沢総合支所：健康福祉課（☎41-3501 内線351）

胆沢総合支所：健康福祉課（健康増進プラザ悠悠館内、☎46-2977 内線401）

衣川総合支所：健康福祉課（☎52-3800 内線601・602）

対象者・会場が変わります

子宮がん検診

既にお知らせしている内容

対象者＝20歳以上で18年度内に偶数年齢に達する人（全区）

検診会場

【水沢区・江刺区】 市内医療機関
※ほかの3区は変更なし

変更後の内容

対象者＝20歳以上の人全員（全区）

検診会場

【水沢区・江刺区】 居住する地域自治区内の医療機関に限る

対象者・時期などが変わります

乳がん検診

既にお知らせしている内容

対象者＝40歳以上で18年度内に偶数年齢に達する人（全区）

検査内容＝乳房エックス線撮影（マンモグラフィ）と視触診

変更後の内容

乳房エックス線撮影と視触診

対象者

①40歳以上で18年度内に偶数年齢に達する人（全区）

②40歳以上で18年度内に奇数年齢に達する人のうち17年度未受診の人（全区）

実施時期

【水沢区】12月末まで
【江刺区】7月31日～8月2日
【胆沢区】8月中旬～下旬
※前沢区、衣川区は5月に終了

乳房エックス線撮影と視触診（節目年齢）

対象者＝水沢区内で18年度内に40・45・50・55・60・65歳を迎える人

実施時期＝12月のうち5日間

視触診のみ

対象者＝40歳以上で上記の検診を受けない人（全区）

実施時期＝8月～12月※市内医療機関での個別検診

7月下旬に郵送します

国保高齢受給者証の更新

国民健康保険に加入する70歳以上のの人に交付している「高齢受給者証」は、8月1日に更新されます。新しい受給者証は、今までの藤色からクリーム色に変わります。該当者には7月下旬に郵送しますので、受診の際は新しい受給者証を医療機関の窓口で必ず提示してください。

また、国の医療制度の見直しにより、現在自己負担割合が「2割」の人は、10月から「3割」に変わります。対象となる人には、受給者証交付の際にお知らせの文書を同封します。

8月1日以降に再度申請が必要です

標準負担額減額の認定証

市は住民税非課税世帯などを対象に、入院中の食事が減額される「標準負担額減額認定証」を交付しています。

◆対象者＝医療機関に入院中か入院予定の人のうち

- ①老人医療受給者（住民税非課税世帯）
- ②国民健康保険被保険者（世帯主と同居の国保の被保険者が住民税非課税）

◆申請に必要なもの＝保険証、老人医療受給者証、印鑑、減額認定証（現在交付されている人）、過去12カ月以内に90日を超える入院をしている人は入院期間の確認ができるもの（医療機関の領収書など）

現在減額認定証を交付されている人は、有効期限が7月31日までとなっています。8月以降も必要な人は8月1日以降に再度申請が必要です。世帯の課税状況によって減額認定証を交付できないこともありますのでご了承ください。

7月下旬に郵送します

医療費受給者証の更新

「乳幼児」「重度心身障害者」「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」のそれぞれの医療費受給者証（桃色）は、毎年8月1日更新です。該当する人には、7月下旬に受給者証を郵送します。受給者証番号が変わる場合がありますので、受給者証が届きましたら確認してください。

負担割合が変わる場合は新しく交付します

老人保健医療費受給者証

老人保健法による医療受給者証（白色）は原則1割（一定以上の所得がある人は2割）の自己負担として交付しています。老人保健受給者は、昭和7年9月30日以前に生まれた人と65歳以上で一定の障害のある人が対象です。市で所得の確認を行い、負担割合が変わる人には新しい医療受給者証を7月下旬に郵送します。

また、国の医療制度の見直しにより、現在自己負担割合が「2割」の人は、10月から「3割」に変わります。対象となる人には、受給者証交付の際に別途お知らせします。

14日以内に手続きが必要です

国保の加入・脱退の手続き

国民健康保険に加入していた人が就職や転職で社会保険などほかの健康保険に加入した場合、反対にほかの健康保険を脱退した人が国民健康保険に加入する場合には、市役所（各総合支所）での手続きが必要です。新しい被保険者証が届きましたら早めに手続きをしてください。手続きはどの支所でも行うことができます。

ほかの健康保険などを脱退したとき

◆届出に必要なもの

- ①健康保険の資格喪失証明書
- ②年金手帳または年金証書
- ③同じ世帯に国保加入者がいる場合は国保の保険証

ほかの健康保険などに加入したとき

◆届出に必要なもの

- ①国保と健保、両方の保険証（加入した人全員分）
- ②年金手帳

【問い合わせ・申請先】

水沢総合支所：健康増進課（☎24-2111 内線252～254）

江刺総合支所：健康増進課（☎35-2111 内線131～134）

前沢総合支所：健康福祉課（☎41-3501 内線343・344・680）

胆沢総合支所：市民課（☎46-2111 内線113・114）

衣川総合支所：市民課（☎52-3800 内線605・683・684）

注意

▷市の間人ドックを受検する場合は、ほかの検診を受けることはできません。
▷大腸がん検診の採便容器は医療廃棄物として扱われます。未使用の容器はすみやかに各総合支所検診担当課へお届けください。

8月は医療費受給者証などの更新時期です

8月1日は、国民健康保険の高齢者受給者証や各種医療費受給者証が更新されます。新しい受給者証が7月下旬に該当する家庭に郵送されますので、確認してください。一般の国民健康保険証は10月1日の更新です。お間違いないようお願いいたします。